

令和六年度公開講座

藤原俊成・定家の「あしたづ」の歌を読む

小山順子

はじめに

『千載和歌集』雜中部の巻軸に、以下の贈答歌が収められている。

今上御時五節のほど、侍従定家あやまちあるさまにきこしめすことありて、殿上(除)のぞかれて侍ける、その(年暮)としもくれにける又のとしやよひのついたち(氣色)ごろ、院に御けしきたまはるべきよし、左少弁定長がもとに申侍けるに、そへて侍ける

皇太后宮大夫俊成

あしたづの雲ぢまよひしとしきれて霞をさへやへだてはつべき

(1158)

このよしを奏申侍ければ、いとかしくあはれがらせおはしまして、いまはゝや還昇おほせくだすべきよし御氣色ありて、こゝろはるゝよしの返事おほせつかはせとおほせくだされければ、よみてつかはしける

藤原定長朝臣

あしたづはかすみをわけてかへるなりまよひし雲ぢけふやはるらん

(1159)

このみちの御あはれみ、むかしの聖代にもことならずとなん、ときの人申侍ける

詞書の「今上」とは、後に『新古今和歌集』撰集の命を下すこととなる後鳥羽天皇を指す。後鳥羽天皇が即位した翌年の文治元年（一一八五）十一月、新嘗祭で舞われる五節のリハーサルが行われた夜に、定家が「あやまち」つまり事件を起こした。そのため殿上を停められ、翌年三月になつても還昇は許されない。そこで俊成は、後白河院の許しを求めて藤原定長に手紙を送り、この和歌を添えたのだった。後鳥羽天皇は、天皇とはいえ当時まだ六歳の幼児である。政治の実権を握っていたのは、祖父の後白河院だった。

定家が起こした「あやまち」が何だったのかについては、九条兼実の日記『玉葉』文治元年十一月二十五日条に詳しい記述がある。

伝聞、御前試夜、少将雅行与侍従定家、有鬪諍事。雅行嘲咲定家之間、頗及濫吹。仍定家不堪忿怒、以脂燭打雅行了「或云、打面云々」。依此事定家除籍畢云々。

源雅行と定家が喧嘩を起こした。定家は二十四歳、雅行は十八歳だった。どうやら雅行が定家を嘲り挑発し、定家が激怒して喧嘩になつたらしい。激怒した定家は、雅行の顔を脂燭で殴った。宮中で暴力事件を起こしたために定家は昇殿を停められ、翌年になつても除籍は解除されなかつた。俊成は定家の昇殿を求めて、後白河院近臣の実務官僚である藤原定長に手紙を送り、後白河院への取りなしを頼んだのである。

さて、『千載集』の詞書には三月一日に歌を送つたと書かれているが、実際には三月六日に送つたことが、手紙の日付から判明している。俊成が定長に送つた手紙「釈阿申文（あしたづの文）」（香雪美術館蔵）の本文を掲出する。

先日所_レ令_レ申候_一之拾遺定家仙籍事、尚此旨可_レ然様可_下令_二申入_上給_レ之由、存候也。且年少之輩、各如_一戯遊_一事候。強不可_レ及_二年月_一候歟。年已及_二兩年、春又屬_二三春_一了。愁緒難_レ抑候者也。

あしたづのくもぢまよひし年暮てかすみをさへやへだてはつべき

不_レ堪_二夜鶴之思_一、獨伴_二春鶯之鳴_一者也。且垂_二芳察_一、可_レ然様御奏聞所_一庶幾_一候也。恐惶謹言。

三月六日 稹阿申文

謹上 左少弁殿

俊成は、定長そして後白河院に対し、定家の起こした事件は子どもの遊びのようなものだから、処罰は長期間に亘らなくともよいのではないか。すでに年を越して春になつていて、私は事態を非常に愁いでいると訴え、この歌を記している。傍線部「夜鶴の思ひ」については、後述する。どうか事情を理解して、しかるべき取りなしをお願いします、と結ばれる。

さて、では俊成歌はどのような意味だろうか。和泉古典叢書『千載和歌集』⁽¹⁾から現代語訳を挙げる。

蘆辺の鶴が空中の通い路で迷うように、(定家が)殿上除籍のままどうしてよいか途方に墓^(ママ)れた年も暮れて、春になつても、雲だけでなく霞までも隔てていつそう行方を見失うように、勘^{マタ}のまま過ごすのでしょうか。

鶴が雲の中で帰り道を失い、迷つている様に、定家が殿上に戻れない今までいることを重ねている。では、なぜ俊成はこの歌で、定家を鶴に重ねたのだろうか。鶴は渡り鳥で、北方から日本に飛来する。春になると北に帰つてゆくはずが、春になつて三月になつても帰れない鶴に、殿上に戻れない定家を重ねたと考えれば、ひとまず納得はできるが、渡り鳥は鶴だけではない。たとえば、雁も春になると北へ帰る渡り鳥だ。

俊成はなぜ鶴を登場させたのだろうか。その理由と表現意図を以下に考察し、またこの歌の後に俊成と定家が「あ

したづ」「鶴」を詠む上で特徴について考えてゆく。

一、「あしたづ」の譬喩

先に見たように、俊成の「釈阿申の文」には、和歌に続けて「夜鶴の思ひに堪へず」とあり、ここにも鶴が登場する。では、「夜鶴の思ひ」とは何だろうか。これは、『和漢朗詠集』（雑部・管絃463）にも取られる白居易の「第三第四絃冷々 夜鶴憶子籠中鳴」（『白氏文集』卷三0141「五絃弾」）を踏まえている。つまり「夜鶴の思ひ」とは「子を憶ふ」、子どものことを心配する思いを指す。なので、「釈阿申文」では「夜鶴の思ひ」と対応して和歌にも「あしたづ」が詠まれているとも考えられる。渡邊裕美子⁽²⁾もこの歌の「あしたづ」について「ここでは殿上から除籍された定家の比喩。俊成が我が子を心配する自身を「夜鶴」と称することと対応」と注している。

しかし、この「あしたづ」が担う意味は、別のところにも求められる。『歌ことば歌枕大辞典』「たづ」の項（執筆担当・草野隆）には「平安時代以降には、鶴を我が身に、雲井を宮中にたとえて述懐歌が詠まれるようになり」とある。鶴॥我が身、雲井॥宮中、と譬喩され、宮中で出世できない嘆きが詠まれているという指摘だ。さらに同書の「あしたづ」の項（執筆担当・青木賜鶴子）には「大空を飛ぶ鶴ではなく、もっぱら地上にいる鶴として詠まれ」「殿上から下りた廷臣を葦鶴に寓して詠む類型的表現も生まれた」と記されている。あしたづは、地上の葦辺にいる鶴であつて、大空を飛ぶ鶴ではない。だから、地上から雲を仰いで鳴く鶴の姿は、殿上に昇れない地下の廷臣に重ねられるという指摘である。

地上の鶴の姿を、出世できない自身に重ねた述懐歌は、古く『古今集』の歌から見いだすことができる。

寛平御時うたゝてまつりけるついにたてまつりける

大江千里

あしたづのひとりおくれでなくこゑはくものうへまできこえつがなむ（『古今集』雑下 998）

片桐洋一『古今和歌集全評釈下』（講談社学術文庫・二〇一九年）によると、「鶴が、仲間より一羽だけ遅れて鳴く声は、雲の上まで聞こえるように届いてほしい。——一人官位が遅れて泣いている私の声は雲の上にいます帝まで届いてほしいのです」と現代語訳され、「ひとり遅れて鳴く声は」には「自分一人が官位昇進がどこおつていて」とを鶴に託して嘆いて言った」と注されている。鶴は、出世できない自分の譬喩として用いられているのだ。

こうした鶴の譬喩表現は、『詩経』小雅「鶴鳴」詩にもとづくと考えられている。

鶴鳴于九臯 声聞于野 鶴九臯に鳴き、声野に聞こゆ

魚潛在淵 或在于渚 魚潜みて淵に在り、或いは渚に在り

樂彼之園 爰有樹檀 楽しきかな彼の園は、爰に樹檀有り

其下維擣た 其の下には維れ擣たく

它山之石 可ニ以レ為ニ錯レ 它山の石も、以て錯と為るべきならん

鶴鳴于九臯 声聞于天 鶴九臯に鳴き、声天に聞こゆ

魚在于渚 或潛在淵 魚渚に在り、或いは潜みて淵に在り

樂彼之園 爰有樹檀 楽しきかな彼の園は、爰に樹檀有り

其下維穀た 其の下には維れ穀みが

它山之石 可ニ以レ攻レ 玉みが 它山の石も、以て玉を攻くべきならん

本間洋一は、大江千里歌の「あしたづ」の表現と「鶴鳴」詩の関係について、以下のように指摘している。

「鶴鳴」詩は「誨せんのう宣王せんのうにおしえる」（詩序）ものであり、言うところは「賢人ノ未レ仕シテ名ノ聞レ世タルニ喻タルナリ」

（『文鳳抄』卷一・天）にあるという。その地上にいる鶴の天に向って鳴くという空間的構図はそのまま君臣（或は身分の上下）関係に置換され、更には下位の者が上位に対し、その心意を訴えるという表現の属性をも有する事になつてゆく。

この表現はその後、「あしたづ」の本意として確立した。田中智子も「九臯（奥深い沢）に棲む鶴の鳴き声が野や天まで響く」という「鶴鳴」篇の描写は、たとえ隠居しようとも、賢人の名がおのずから人々に知れ渡り、更には高貴な人の耳にまで達することの寓喩と解されてきたのである」と述べる。つまり、「あしたづ」が持つ意味とは、才能のある人物がいまだ世に出ることができずにして、それを高貴な人物（天皇や上皇）に訴え、知つてもらうということだ。『詩経』「鶴鳴」に基づく鶴を用いた述懐表現は、院政期、俊成の同時代歌人たちの歌に頻繁に登場する。『清輔集』の例を見てみよう。

二条院位におはしましける時、殿上に侍けるに、世かはりて六条院御時、殿上かへりゆるさるゝ人のもとへ
たちかへる雲ゐのたづにことづてんひとりさはべになくとつげなむ（『清輔集』祝³²⁶）

歌意は「大空に戻る鶴のよう、宮中に戻るあなたに言伝をしよう。戻れない鶴のよう私は一人で沢辺で泣いて
いる」と告げてほしいものだ⁽⁵⁾。この歌は、『頼政集』⁵⁸¹にも収められており、詞書の「殿上還り許さるる人」が源頼政
だつたことが判明する。ここで注目されるのは、詞書から、「殿上」が許された頼政と、殿上できない清輔が対比され
ており、殿上できる頼政が「雲井のたづ」、清輔が「沢辺」の「たづ」として詠まれている点だ。漠然とした出世・昇
進ではなく、昇殿が許されていくかどうかという具体的な問題が、和歌の主眼になつている。

定家除籍事件ならびに俊成の和歌について考える上で、重要なのが、「殿上」「昇殿」「除籍」とは何なのか、ということである。殿上人となれるかどうかが、なぜ当時の貴族にとつて重要なことだったのかについて説明しておく。天皇の御

在所である清涼殿の殿上間に昇ることは、三位以上の公卿には自動的に認められるが、四位以下の者は、昇殿宣旨を受けることが必要だった。但し藏人は、天皇の身の周りのことをするという職掌から、位にかかわらず殿上が認められる殿上できるか否かは、四位・五位の貴族にとつては、単なる官位の差だけではなく、天皇との距離を示す明確な差として存在した。

殿上の間は、会議室や控え室の役目をする部屋である。公卿や殿上人は、ここで天皇に仕えた。殿上できない貴族は、清涼殿の庭までしか入れない。宮中は「雲居」と表現され、天皇の居住する清涼殿の南に位置する殿上間に昇ることを許された四位・五位の人は「雲の上人」^{うえびと}「雲上人」とも呼ばれる。清涼殿に伺候し側近くで職務に励む殿上人と、庭の白砂までしか行けない「地下」の者との差は大きかった。昇殿を許されない者は、殿上人のみが上ることを許された清涼殿の殿上間を、文字通り地上から仰ぎ見るのだ。庭から清涼殿を仰ぐしかない地下の貴族が、空を仰ぐ「あしたづ」と重ね合わされるのは自然なことだったと思われる。空を飛翔する鶴と「あしたづ」の差は、昇殿できるか否かという、具体的な差異のもとで意識されていたと考えられる。

さらに、こうした鶴の表現は、〈高貴な人に向けての訴え〉である点にも注目される。たとえば、『新撰朗詠集』に収められる次の詩句は、「鶴鳴_二九臯_一」の題で詠まれたものだ。

望_一廻翔於蓬島_二 霞袂未_一逢_二 廻翔を蓬島に望めば 霞の袂未だ逢はず
思_一控馭於茅山_二 霜毛徒老_一 控馭を茅山に思へば 霜毛徒に老いたり

（『新撰朗詠集』雜部・鶴15 藤原雅材「鶴鳴_二九臯_一」）

これは、人里離れた奥深い沢で鳴いている鶴が、空しく年老いてゆく嘆きを詠んだものだ。雅材の文は『本朝文粹』（巻一一・鳥³³⁷「五言仲春釀奠聴_一講_二毛詩_一同賦_三鶴鳴_二九臯_一」）に収められているが、実はこの文にはエピソードがあ

る。『今鏡』第九「あしたづ」、『十訓抄』十ノ二十八には、村上天皇がこの詩を見て不憫に思い、雅材を藏人に取り立てたという説話が収載されている。沢で鳴く鶴とは雅材自身の譬喩であり、出世できずに嘆いている雅材を藏人に取り立てたのは、藏人であれば位にかかわらず殿上できるからだ。沢で鳴く鶴になぞらえた地下の訴えを、雲の上にいる天皇が叶えたという構図がここにある。

もう一例、「あしたづ」になぞらえた訴えが叶えられた例を紹介する。俊成と同時代歌人である藤原重家の例だ。

御かしこまりはゆりて、殿上をばゆるされざりしかば、奏せよとおぼしくて、藏人尹明がもとにつかはしゝ
(籠) このうちをいづとしならばあしたづのなれしくも井になどやかへらぬ

返し、尹明、依一 天氣に申とて

(籠) この中をいでぬることはあしたづのくも井にかへるはしとしらなん

次日こそ還昇おほせくだされにしか

〔重家集〕 294・295

藤原重家は、一條天皇の側近と見なされていたため、後白河院から警戒されており、応保二年（一一六一）に呪詛事件に巻き込まれて殿上を停められた。⁽⁶⁾ その後、罪は晴れて許されたが、いまだ還昇は認められていない時期に、藏人の尹明を通じて後白河院に訴えたのである。籠の中を出るのであれば、鶴はきっと雲居へと再び帰れないことはないでしよう——謹慎が解けたのならば昇殿も再び叶うはずだ、と和歌を詠んだ。そしてその翌日、重家の還昇は叶つた。殿上を停められた二年後、長寛二年（一一六四）のことだった。

こうした例を見ると、「あしたづ」に託して不遇を訴え、その結果として殿上が叶うということは、現実に前例が幾つもあったことが分かる。殿上が叶わない嘆きを聞き遂げ、天皇や上皇がそれを叶えるのは、「不遇な立場にいる才能ある人物を取り立てる」という、『詩經』「鶴鳴」に添つた王者の振るまいでもあった。

ここまで述べてきたことをまとめると、俊成の「あしたづ」の和歌に詠まれる、鶴が雲路で迷い天にたどり着けないまま沢辺で鳴いている景は、定家が殿上が叶わず不遇を託っていること、さらには、そういう境涯に置かれてはいても、才に優れた人物なのだとということを意味する。定家の殿上を願い、優れた才の持ち主であることを後白河院に訴えたのである。

『千載集』詞書によると、「今ははや還昇仰せ下すべきよし御氣色ありて、心晴るるよしの返事仰せつかはせ」とあり、すぐに還昇が叶つたかのように記されているが、実際には、定家の還昇が叶うのは文治五年まで待たねばならなかつた。とはいえ、定家の危機はこの「釈阿申文」によって救われたのだった。俊成・定長の贈答歌は『千載集』雑中部巻軸に置かれ、「この道の御あはれみ、昔の聖代にもことならずとなん、時の人申し侍りける」と左注が付けられている。この左注について渡邊裕美子は「こうした操作によつて、御子左家のごく私的な、ある意味、危機的な出来事が、後白河院の君臨する御代の素晴らしさを証する一齣に格上げされている」と説明している。首肯できる見解であるが、加えて言うならば、「あしたづ」の寓喩によつて暗示されている典拠の『詩經』「鶴鳴」が、王者のなすべき賢臣の登用を説いたものだつた点を踏まえて、後白河院の振る舞いが賢王のそれとしてふさわしいことを言挙げするものだつたことも指摘しうるのである。

一、『正治初度百首』の定家詠進をめぐつて

文治元年の定家除籍事件の時に、俊成が藤原定長そして後白河院へ送つた和歌について見てきた。この事件の十五年後、再び俊成は、定家の人生を左右する局面で、「あしたづ」を詠んだ和歌を時の上皇に送ることになる。

正治二年（一二〇〇）、その一年前に退位した後鳥羽院は応制百首（正治初度百首）を企画した。応制百首に詠進歌

人として加えられるかどうかは、その後の歌人としての人生を大きく左右するものだつた。しかし六条家の画策により、四十歳以上という年齢制限が設けられ、当時三十七歳の定家は当初詠進歌人に入れなかつた。そこで俊成は、後鳥羽院に「正治和字奏状」と呼ばれる手紙を出して、定家が詠進歌人に加えられるよう訴えたのだつた。

俊成は「正治和字奏状」で、六条家の歌人たちが、さしたる見識や才能も無いのに、重代の歌人であることを笠に着ていると糾弾し、あと二、三人の歌人を加えてほしいと訴えた。中でも定家が、今回の百首歌の成功の鍵を握つていると主張し、奏状末尾に次の一首を記している。

和歌のうらのあしへをさしてなくたづもなどか雲井にかへらざるべき

中世の文学『歌論集（一）』（三弥井書店・一九七一年）頭注（井上宗雄）では、「和歌の浦の蘆の生えている岸辺をさしている鶴も、どうして空に帰つてゆかぬことがありましょ」と現代語訳されている。ここでも蘆辺で鳴く鶴に定家を重ねて、「雲居へ還れないことがあるはずはない」と訴えている。

ともあれ、俊成の「正治和字奏状」を読んだ後鳥羽院は、その場で定家を詠進歌人に加えるよう命令を下した。その後、定家の『正治初度百首』詠には、次の一首がある。

君が代に霞をわけしあしたづのさらにさはべのねをや鳴くべき（『正治初度百首』 1396鳥）

歌意は、「わが君の御代に霞を分けた蘆田鶴が、さらに沢辺で鳴いていなければならぬのでしようか。わが君の御代に昇殿を許された私が、新帝の御代で地下の嘆きをかこたねばならないのでしようか」。先ほど、昇殿の説明で述べたように、天皇が替われば、昇殿を許される人員には改めて宣旨が出される。特に後鳥羽院は、自身が退位した時に殿上人を大幅に削つたため、定家は再び昇殿できなくなつていたのだつた。

定家の歌について、久保田淳は『定家は『千載集』 雜歌中巻末の、自身のかつての還昇に関わる父と藤原定長との

贈答歌や、それを踏まえて父が今回の仮名奏状の奥に記した「和歌の浦の」の一首をさらに踏まえて、このように詠んだのであつた⁽⁹⁾と指摘する。この見方は現代の研究者だけのものではなく、当時からすでにあつたようだ。後に和歌所開闢を務めた源家長による『源家長日記』には、次のように書かれている。

召されし百首の歌ども、このほどに参らせ合はれたる中に、中将定家朝臣の百首歌の奥に侍りし歌、
君が代に霞を分けし蘆田鶴のさらに沢辺に音をや鳴くべき
此の歌は、思ふ所侍るべし。

在位御時、五節に事ありて、殿上放たれて侍りける次の年の春、父の入道の詠みて後白河法皇に奉られたる歌侍りき。

蘆田鶴の雲路迷ひし年暮れて霞をさへや隔てはつべき

「返事せよ」と仰せ言有りければ、参議定長、

蘆田鶴は霞を分けて帰るなり迷ひし雲路今日や晴るらむ

かくて還昇せられて後、世の替はる事有りて、かき籠られ侍りき。

源家長も、定家歌と文治元年の俊成歌とを並べて記載しているすなわち定家歌が、俊成歌を念頭に置いたものであることは、当時の人々にとつては了解されたものであり、十五年前の定家の還昇を叶えた「あしたづ」の和歌が思い起されたことが窺われる。定家が百首歌を後鳥羽院に提出したのは八月二十五日のことで、その翌日の二十六日、定家の日記『明月記』には次のように記されている。

廿六日。天陰、辰後雨、夕後甚雨。巳時許、依^レ召參^二御前^一。暫退下之間、頭弁送^二書狀^一云、内昇殿事、只今所^二仰下^一也者、此事凡存外。日來更不^一申入^二、大驚奇。夜部歌之中、有^二地下述懷^一。忽有^二憐愍^一歟。於^二昇殿^一者、更非^レ

可レ驚。又非_レ懇望。今詠_レ進百首、即被_レ仰之条、為_レ道面目、幽玄、為_レ後代美談也。（中略）弁云、夜前進_二入百首之後、又依_レ召参。無_レ他事、只可_三仰_レ下昇殿_一之由、有_レ仰事_一云々。

傍線部の「夜部の歌の中に、地下の述懐有り」とは、定家の「君が代に」歌を指す。この歌が、「地下の述懐」つまり昇殿が叶わない嘆きを詠んだ歌であると理解した後鳥羽院は、定家の百首歌を特に気に入つたこともあり、すぐさま定家に昇殿を許したのだつた。文治元年の時と同様に、「あしたづ」を詠んだ和歌によつて、定家は再び昇殿が許されたのである。

三、和歌の浦の蘆田鶴

さて、ここで注目したいのは、「正治和字奏状」末尾の俊成歌に、「和歌の浦」という地名が詠み込まれている点である。文治元年の「あしたづ」の和歌との違いは、「あしたづ」が鳴く場所を「和歌の浦」という具体的な歌枕として設定していることだ。

先掲の中世の文学『歌論集（一）』頭注に指摘されているとおり、俊成歌は、次の一首を本歌取りしている。

神龜元年甲子冬十月五日、幸_二于紀伊国_一時、山部宿祢赤人作歌一首并短歌

反歌二首（ノ二）
ワカノウラニ
若浦尔 塩満来者 滉乎無美 葦辺乎指天 多頭鳴渡 〔万葉集〕卷六 919

右、年月不_レ記。但称_三從_二駕玉津嶋_一也。因今檢_レ注行幸年月_一以戴_レ之焉。

聖武天皇が紀伊国に行幸した際に、随行した山辺赤人が詠んだ歌だ。現代語訳は「若の浦に潮が満ちてくると、干潟がないので、葦辺をめざして鶴の群れが鳴き渡る⁽¹⁰⁾」。「和歌の浦」・「蘆辺を指して」の句と、鶴の鳴き声を詠む点が

一致しており、本歌として踏まえていることは明らかだ。なおこの赤人歌は、『古今集』仮名序、『和漢朗詠集』（雑部・鶴451）にも収めているが、俊成は『俊成三十六人歌合』（18）にも採つており、また『古来風体抄』の万葉集抄出歌にも収めている。俊成も名歌と認めていた歌であることが分かる。

和歌の浦は、現在の和歌山市の和歌川河口にある。干潟が広がる景勝地として、現在でも知られている。また、近くにある玉津島神社には和歌の神である衣通姫が祀られている。赤人歌で有名になり、歌枕として平安時代から和歌に詠まれ、「あしたづ」がその景物として取り合わされた。さらに、『歌ことば歌枕大辞典』「和歌の浦」（執筆担当・外村展子）に、「わかの浦」に「若」の意を含ませ、「若い（の波）」と対で詠まれることもある。「和歌」の名から、「歌」「歌道」「歌道家」「詠草」などを象徴するようになつたのは平安時代後期以降のこと」と記されるよう、年齢が「若い」と、さらには歌道や詠草の象徴としても詠まれるようになつたのだった。

つまり、俊成が和歌の浦を「あしたづ」が鳴く舞台として設定したのは、歌道を意識してのことだつたと解釈できる。「和歌の浦の蘆辺を指して鳴く」とは、定家が歌道に邁進しながらも地下で嘆いているという意味を含ませている。文治元年の除籍事件の時には、単純に、定家の還昇が叶うか否かが問題となつていていた。しかし正治二年の和歌では、この時、『正治初度百首』の詠進歌人に加えられるかどうかが第一の問題だつたこともあり、俊成は「和歌の浦」という歌枕によって、定家が歌人であることを強調する目的があつたのだろう。しかし、「和歌の浦」によって表されている意はそれだけだろうか。

この点を考えるために、俊成の和歌の中で、他に「和歌の浦」について詠んだものを見てゆこう。まずは、保延六年（一一四〇～一）、俊成二七～八歳時の「述懷百首」の一首である。

年だにもわかのうらわのたづならば雲ふを見つゝなぐさめてまし（『長秋詠藻』¹⁸⁶述懷百首・鶴）

歌意は、「年だけでも若の浦の鶴のように若かつたなら皇居の方を仰ぎながら何時かまたのぼることもあろうと慰めていよう。もう今はその望みもない」。⁽¹¹⁾ここでは歌道の意味を込めた「和歌の浦」ではなく、年齢の「若」さを地名に掛けて用いている。もはや年若いというわけではない自分には、出世の望みは持てないという諦めと嘆きを詠んでいる。そもそも「述懐百首」とは、一一二七年に十四歳で俊成が従五位下に就いてから後いつこうに出世できない嘆きを百首歌の主題として、堀河百首題を用いて詠み、崇徳院に訴えたものだつた。「鶴」題で述懐歌を詠む上で、赤人歌を本歌取りしながらさらに、『詩經』「鶴鳴」詩による述懐表現を用いたと考えられる。

しかし、この四十五年後、文治三年（一一八七）に七十四歳で『千載集』の撰者となつた際に書き記した序文には、次のように「和歌の浦」が登場する。

式をつくり集をえらぶこと、かのむかしのあとによりいまこのなずらへあるがうへに、和歌のうらのみちにたづ
さひては、なゝそぢのしほにもすぎ、わがのりのすべらぎにつかへたてまつりては、むそぢになんあまりにけれ
ば、いへくのことの葉、うらくのもしほ草かきあつめたてまつるべきみことのりをもうけたまはれるならし
「和歌の浦の道にたづさひては」とは、歌道に携わっているという意味だ。自身が歌道に携わる身であるという自意識を、「和歌の浦」という地名を用いて表現している。二十七歳時の「述懐百首」では見出せなかつた「歌道に携わる」という意識が、七十代の俊成にははつきりと顯れる。

この間、俊成の歌人としての地位も大きく変わつた。「述懐百首」を詠んだ時の俊成は、歌才はあつても、宫廷歌人の一人に過ぎなかつた。しかし、六十五歳の時に右大臣・九条兼実の歌道師範となり名実ともに歌壇指導者の地位を占め、さらには勅撰和歌集『千載集』の撰者となつたのである。自身が歌道に携わっているという意識が俊成に根付き、それをはつきりと記すようになつたと考えられる。

さらに、この三年後、建久元年（一一九〇）に七十七歳で詠んだ『俊成五社百首』にも、次の二首がある。

奥津なみあはれをかけよ和歌のうらの風にたづさふたづの行く末（『俊成五社百首』84伊勢太神宮百首・雑・鶴）
歌意は“沖の波よ、哀れをかけておくれ。和歌の浦に吹く風に掛かって飛ぶ鶴——歌道に携わる私の行く末を”と
解せる。和歌の浦の風に乗つて飛ぶ鶴とは、歌道に携わる俊成自身の譬喻となつてゐる。

次の二首にも注目しよう。『正治初度百首』の翌年、建仁元年（一一〇一）、『千五百番歌合』の歌だ。俊成は当時、八十八歳だった。

わかのうらのかぜにたづさふ友鶴の君がちとせにあふはうれしな

（『千五百番歌合』雑一²⁷⁹⁷千三百九十八番・右・勝）

「こ」でも「和歌の浦の風にたづさふ」と詠まれてゐるのだが、鶴は「ともづる」になつてゐる。つまり、飛んでいるのは一羽ではない。では、誰とともに飛んでゐるのか。無論、ともに飛ぶのは息子の定家だと考えられる。和歌の浦で飛んでいる、つまり歌道に専心して携わつてゐるのは俊成だけではなく、後継者の定家と二人三脚であり、俊成と定家が「君が千歳にあふは嬉しな」、後鳥羽院の治世に遭うことができる嬉しい、と詠んでゐるのだ。俊成が百首歌の中でも、自身と定家を、ともに歌道に携わる「ともづる」として表現してゐる点に注目される。『正治初度百首』に引き続き『千五百番歌合』にも、親子ともに詠進歌人として加えられ、後鳥羽院歌壇を牽引する主要歌人として活躍することができる榮誉と喜びが表現されていると解せる。

俊成のこうした意識は、定家にも継承・共有されていたと考えられる。まずは寿永元年（一一八二）、定家二十一歳の時の「堀河題百首」で詠んだ一首を挙げる。

あしたづのこれにつけてもねをぞなく吹たえぬべき和歌のうら風（『拾遺愚草員外』⁷⁵⁵堀河題百首・雑・鶴）

「このままだと和歌の浦風は吹き絶えてしまうであろう。蘆鶴はこのことにつけて、音を出して鳴いているのだ。こんな状態だと歌壇の伝統は絶えてしまうだろう」の意味で、歌道家の一員として、歌道の将来を憂う気持ちを詠んでいる。

次は文治五年（一一八九）、二十五歳で詠んだ「奉和早卒露胆百首」の一首である。

たらちねの心をしればわかのうらや夜ぶかきつるのこゑぞかなしき（『拾遺愚草』⁴⁸⁵奉和早卒露胆百首・雜・鶴）

歌意は「その親心が分るので、和歌の浦で夜更けに子を思つて鳴く親鶴の声は悲しい」。定家が詠んでいるのは、「たらちねの心」つまり、自分の親である俊成の気持ちが理解できる、ということだろう。文治元年の除籍事件を踏まえれば、俊成が自分をいかに気に掛けているかを、定家もよく自覚できていたのではないか。歌道師範であり、さらには子を思う俊成の姿を、和歌の浦で夜鳴く鶴に重ねていると考えられる。

次は承元元年（一一〇七）、四十六歳の時に詠んだ『最勝四天王院障子和歌』の一首だ。

よるのつるなくねふりにし秋のしもひとりぞほさぬわかのうら人（『拾遺愚草』¹⁹²⁸最勝四天王院障子和歌・若浦）

歌意は「子を思つて鳴く夜の鶴の声も久しくなつた。和歌の浦の海土人はそれを聞いて置く秋の霜をひとり干しあぐんでいる」。この歌を定家が詠んだ当時、俊成は建仁三年（一一〇三）に亡くなりすでに四年が経つていて、今度は、定家自身が「夜の鶴」となつて鳴いている、つまり、子どもを思う立場になつていて、定家の息子・為家はこの二年前に八歳で叙爵し、『最勝四天王院障子和歌』の直前から後鳥羽院御所への伺候を始めている。それを顧みれば、歌道家の後継者である息子・為家のことを案ずる気持ちを詠んでいると解せる。夜鶴の思いを、今度は定家自身が抱くようになつていた。

次は建保四年（一二一六）、定家が五十五歳時の「建保院百首」の一首である。

わかのうらになきてふりにしゝものつるこのころ見えて心やすめて 『拾遺愚草』 1399 建保院百首・雜)

当時、為家は十八歳だった。為家はこの頃すでに順徳天皇に仕え、温和な性格で高い評判を得ており、また歌人としても歌壇で活躍を始めていた。「和歌の浦（歌壇）に久しく鳴いていた、白髪の鶴（私）は、この頃姿を現して心を休めている」の意味で、為家の活躍に安堵する親心が顕れている歌である。

和歌の浦で鳴く鶴の姿は、歌道家を率いる自身に重ねられ、さらにその鶴は「子を憶ふ」ものである。文治元年に俊成が後白河院に送った「釈阿申文（あしたづの文）」そして和歌以来、鶴とは俊成と定家が父子ともの自己像として和歌に詠まれているのである。

結びに

和歌の浦の鶴に、俊成・定家は、自身の置かれている立場や心情を託して詠んでいた。この点について檜垣記代は以下のように指摘している。

和歌の神として崇敬されていた玉津島神社も含めて、和歌の家や道を譬喩する「和歌の浦」と、白楽天の子を思う「夜の鶴」が結びついた和歌が、『新古今和歌集』以降新しく詠まれている。藤原俊成から和歌の家である御子左家を継承した定家が、最も多くその心を詠んでいる。和歌の家を守り、それを後の世に伝えようとする意識、また歌道の伝統が絶える事に心を痛めている様子を窺わせる和歌である。

檜垣の指摘は、歌道を象徴する和歌の浦の鶴に、白居易の「夜の鶴」が結びついているというものだが、これに私見を加えると、以下のようになる。

まず、「夜の鶴」は、子どもの将来を憂い、心を配る親心を表現している。それは、個人的な親心だけではなく、御

子左家という家が存続してゆく願いが込められたものだ。また、和歌の浦の鶴として詠まれているのは、歌道に邁進しそれを守ろうとする自らの姿が重ねられているからだ。つまり、和歌の浦で鳴く鶴とは、歌道家としての自意識を持った自己像となつてゐる、ということになる。そして「あしたづ」には、殿上人となり、宮廷貴族として地位を得たいという願いが込められている。歌道を守つてゆきたいという願いは、精神論としてのみならず、御子左家が宮廷において歌壇指導者・歌道師範として確かな地位を築いてゆくことによって可能となるという意識が、俊成・定家の「あしたづ」の和歌に顯れていることが重要だと考えられる。赤人歌の和歌の浦の鶴は、叙景として詠まれたものだつた。そこに、夜鶴の思いや、鶴が持つ述懐性が合わさつて、〈歌道師範として宮廷に仕える廷臣歌人〉としての自己像が表現されているのである。

さて、このように述べてくると、あまりに世俗的な出世意識が濃厚に出ていることが意外に思われるかもしねれない。この点については、渡邊裕美子の論¹³が参考になる。

もう一つ、現代人に理解しがたいのは、俊成の家格へのこだわりだろう。芸術家なのに、なぜそのような世俗的なことにあくせくするのか、と。

(中略) 俊成が、祖父の大納言忠家の時代の羽林家の家格の復興のために奮闘しなければ、俊成の子孫たちはワ
ンランク下の諸大夫層に甘んじて終わつたかもしれない。(中略)

御子左家の家格の復興は、家職の確立と強く結びついていた。俊成が和歌を家職とすることを目指したとき、「和歌の家」として先行して社会に認められていたのが、六条藤家である。(中略) その六条藤家は諸大夫層である。六条藤家とは異なる独自性を主張し、その上に立つためにも羽林家の家格が必要だつたのではないだろうか。俊成は正三位皇太后宮大夫まで昇つたが、定家は正一位権中納言まで昇つている。俊成は諸大夫で俗世でのキヤリ

アを終えて出家したが、息子の定家の出世の足がかりと基盤を築いた。

俊成の祖父・忠家は正二位権大納言、父・俊忠は従三位権中納言にまで昇っている。しかし俊成の父・俊忠は、俊成が十歳の時に亡くなつたため、俊成は父の庇護を受けることができず、父の死後は葉室家の養子に入つた。また俊忠は清廉な人物で、積極的に出世への活動をしない人だつたという説がある。⁽¹⁴⁾ だとすれば、子どもたちの出世の足がかりを築くことにも、生前あまり心を碎いていなかつた可能性が高い。さらに、御子左家当主としては、長兄・忠成が繼ぐはずだつたが、忠成は不遇のまま没している。その上、忠成は大炊御門家を興し、藤原長家（道長の子）を祖とする名家・御子左家は途絶えている現状にあつた。

俊成は葉室家の養子となり、なかなか出世できないままだつた。父が昇つたのは従三位権中納言、俊成は仁安二年（一一六七）に正三位に上り、父の位に届きはしたが、官は皇太后宮大夫という諸大夫層で終わつた。このことは俊成にとつて、忸怩たる思いを抱かせたと想像される。自身は父の庇護を得ることができず、出世も叶わなかつた無念を晴らし、再び中納言・大納言クラスの官位を得られる羽林家として御子左家を復興させることができ、五十三歳で本流に復帰した後の俊成の悲願となつた。

加えて、六条家をしのぐ歌道家としての地位の確立には、高い家格と官位が必要だつた。歌人として才能を發揮して活躍し、時の権力者を庇護者とするだけではなく、宮廷貴族としての社会的地位を得ることができ、家の存続に絶対に必要だという意識があつたのだろう。俊成が必死に定家の出世に尽力したことが、今に至るまで冷泉家として俊成・定家の子孫が和歌の家を伝えてゆく礎となつた。俊成だけでなく定家も、自身そして息子・為家の昇進にいかに腐心し続けたかは、五味文彦の論にも詳しい。⁽¹⁵⁾

俊成の築いた、御子左家の宮廷貴族としての地位と歌道師範家としてのポジションを守り続けるという意識は、定

家の息子・為家にも受け継がれている。

鶴 同（文永）七年七月廿二日庚申続百首、三人詠之

三代までに跡をつたへし和歌の浦のあしへの田鶴のなくくぞふる（『為家集』1249）

歌意は、『三代まで家跡を伝えた和歌の浦の蘆辺の鶴が、鳴きながら年を取っている』。ここで詠まれた「和歌の浦の蘆辺のたづ」とは、御子左家第三代の為家自身を指す。俊成・定家・為家と三代にわたって、歌道師範家を継承してきたことが、ここには詠まれている。和歌の浦に鳴く鶴に重ねられた、〈歌道師範家として宮廷に仕える廷臣歌人である〉という自己像は、御子左家当主に受け継がれている。

『千載集』の「あしたづ」の和歌は、俊成が定家の危機を救おうとするものだった。息子の出世と地位確立に向けて、なりふり構わず力を尽くす俊成の姿は、その和歌とともに伝えられている。その後、和歌の浦の鶴に託して詠まれた俊成の思いは、子孫に受け継がれた。「あしたづ」に定家の姿を重ね、嘆きを時の上皇へと訴え、願いが叶えられた結果として、御子左家が歌道家として活躍することができた。御子左家に代々「あしたづ」に自らを重ねる和歌が詠まれ続けたのは、俊成の切なる願いと上奏が功を奏したことが、子孫たちにも刻みつけられていたからかもしれない。

和歌本文の引用は、私家集は新編私家集大成に、その他は特に記さない限りは新編国歌大観に依る。歌番号は、『万葉集』は旧編国歌大観番号、その他は新編国歌大観番号に依る。その他の本文引用は以下に依る。『千載集』：陽明叢書国書篇（思文閣・一九七六年）、『長秋詠藻』：筑波大学図書館蔵『長秋詠草』（216・166）、『俊成五社百首』：『藤原俊成全歌集』（笠間書院・二〇〇七年）、『拾遺愚草』『明月記』：冷泉家時雨亭叢書（朝日新聞社）、『千五百番歌合』：『千五百番歌合の校本とその研究』（風間書房・一九六八年）、『万葉集』：『校本萬葉集別巻

一（三廣瀬本）（岩波書店）、『古今集』：國立歴史民俗博物館貴重典籍叢書（臨川書店）、『玉葉』：名著刊行会、『源家長日記』：中世日記紀行文学全評訳集成『源家長日記・飛鳥井雅有卿記事・春のみやまぢ』（勉誠出版・一〇〇四年）、『詩經』：新訳漢文大系（明治書院）

注

- （1）和泉古典叢書『千載和歌集』（上條彰次校注、和泉書院・一九九四年）
- （2）渡邊裕美子『コレクション日本歌人選063』（藤原俊成—「歌の家」御子左家の礎を築いた歌人）（笠間書院・二〇一八年）
- （3）本間洋一『王朝漢文学表現論考』（和泉書院・一〇〇二年）第四部I「王朝和歌の表現と漢詩文について—中古・中世の私家集世界と『和漢朗詠集』—」
- （4）田中智子「述懐歌の機能と類型表現—『毛詩』『鶴鳴』篇を踏まえた和歌を中心に—」（『むらさき』51、二〇一四年一二月）
- （5）芦田耕一『新注和歌文学叢書1 清輔集新注』（青簡舎・二〇〇八年）
- （6）井上宗雄『平安後期歌人伝の研究』（笠間書院・一九七八年）第二章五「重家・季経・経家・有家・顯家—文治に至る事蹟—」
- （7）注（2）渡邊著書
- （8）久保田淳『藤原定家全歌集』（ちくま学芸文庫・二〇一七年）。以下、定家歌の現代語訳は、この本による。
- （9）和歌文学大系『正治二年院初度百首』（明治書院・二〇一六年）解説
- （10）新日本古典文学大系『萬葉集二』（佐竹昭広他校注、岩波書店・二〇〇〇年）
- （11）日本古典文学大系『平安鎌倉私家集』（久松潛一他校注、岩波書店・一九六四年）
- （12）檜垣記代「和歌における「鶴」」（『愛媛国文研究』44、一九九四年一二月）

(13) 注 (2) 渡邊著書解説「詩心と世知と」

(14) 『古事談』巻三一一八六に以下の逸話が記されている（原漢文、本文・訓読は新日本古典文学大系に依る）。

詩を作らざる人の卿相に昇る事は、顯雅卿より始まる、と云々。消息を書かざる人の卿相に昇る事は、俊忠卿より始まる、と云々。〔此の事は、伊通の二条院に進らるる造紙の中に之れ有り、と云々。〕

この記事について、新日本古典文学大系『古事談・続古事談』（川端善明・荒木浩校注、岩波書店・一〇〇五年）は、俊忠が昇進を懇請しなかつたことを賞賛したと解釈する。しかし、伊藤玉美『『古事談』—貴族社会の裏話』（『中世文学の回廊』（勉誠出版・二〇〇八年）所収）・『古事談抄全糸』（笠間書院・一〇一〇年）第四二話【余話】（伊藤玉美担当）・久保田淳『藤原俊成 中世和歌の先導者』（吉川弘文館・一〇一〇年）は漢文の消息も書けない公卿として批判されていると解している。

(15) 五味文彦「藤原定家の昇進と日常」（『冷泉家時の絵巻』（書肆フローラ・一〇〇一年）第三章）

（本学教授）